

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	株式会社東祥
【英訳名】	T O S H O C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沓名 俊裕
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) - 79 - 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) - 79 - 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

当社第36期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円00銭（普通配当8円、記念配当2円）

その他の剰余金の処分に関する件

(ア) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(イ) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）にカルチャー教室の経営を追加するものであります。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条（取締役の責任免除）に当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨追加するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	159,592	1,198	-	（注）1	可決（94.27%）
第2号議案	160,900	109	-	（注）2	可決（95.04%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．賛成比率の計算方法は、本総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主の一部について、賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上